

富山市発注工事に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項に規定する適正化指針に基づき、本市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札及び契約の過程に関する苦情の処理について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 前条に規定する「市発注工事」とは、市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者（以下「市長等」という。）が発注する建設工事とする。

(苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において、入札書（事前審査方式にあっては、競争参加資格確認申請書）を提出した者のうち、入札参加資格を有しないことを確認した旨及びその理由の通知を受けた者で、当該入札参加資格を有しない理由に対して不服がある者が、市長等に対して入札参加資格がないと認めたことについて不服を申立てること。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について本市の入札参加資格を有している者（当該工事に等級区分があるときにあっては、当該工事に参加できる等級の者に限る。）のうち、当該指名競争入札に指名されなかったことに対して不服がある者が、市長等に対して指名されなかったことについて不服を申立てること。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の工事種別に対応する建設工事の種類について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者が、市長等に対して当該契約の相手方として選定されなかったことについて不服を申立てること。
- (4) 前1号及び前2号において、総合評価落札方式による非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者が、市長等に対して非落札となったことについて不服を申立てること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本市の入札参加資格を有している者のうち、工事の入札手続等に対して不服がある者が、不服を申立てること。

(苦情処理の協議による解決)

第4条 前条に係る不服がある者は、直ちに第5条に定める手続きによらざるを

得ないと認められる場合を除き、まず、契約を担当する課の職員（以下「契約担当課職員」という。）に対し説明を求め、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 契約担当課職員は、前項の規定により説明を求められた場合は、必要に応じて当該工事の設計を担当する職員等と協議の上、適切に説明し、協議による解決を図るよう努めなければならない。

3 前2項の規定の運用にあたっては、第5条に定める手続の行使を不当に制限しないよう留意しなければならない。

（苦情の申立ての手続き）

第5条 第3条各号に定める苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、市長等に対し苦情申立書（様式第1号）を提出することにより行う。

(1) 第3条第1号、第2号及び第4号に規定する申立ては、当該入札結果の公表日の翌日から起算して7日（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内。

(2) 第3条第3号に規定する申立ては、当該見積結果の公表日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内。

(3) 第3条第5号に規定する申立ては、不服を申し立てる入札手続等の事実が発生した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内。

（苦情の申立ての却下）

第6条 市長等は、申立てが第3条各号に規定する要件のいずれにも該当しないとき又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができる。

2 前項に規定する却下は、申立てを受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、苦情申立却下通知書（様式第2号）により通知する。

（苦情の申立てへの回答）

第7条 前条の規定により苦情の申立てを却下するときを除き、市長等は苦情を申し立てることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に苦情申立回答書（様式第3号）により回答する。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できる。

（再苦情の申立て）

第8条 前条の苦情申立回答書を受理した申立者であって、当該苦情申立回答書による説明に不服がある者は、市長等に対して再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情の申立ての手続き）

第9条 再苦情の申立ては、第7条に規定する苦情申立回答書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、市長等に対して再苦情申立書（様式第4号）を提出しなければならない。

（再苦情の申立ての却下）

第10条 市長等は、申立てが前条に規定する手続きによらないとき又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができる。

2 前項に規定する却下は、申立てを受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、再苦情却下通知書（様式第2号）により通知する。

（入札監視委員会への審議依頼）

第11条 市長等は、前条の規定により再苦情の申立てを却下する場合を除き、第8条に規定する再苦情の申立てを受けたときは、速やかに、富山市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼する。

なお、委員会の審議にかかる具体的手続等については、富山市入札監視委員会運営要綱の規定による。

（再苦情の申立てに対する回答）

第12条 市長等は、前条の規定により委員会の審議結果を踏まえ、委員会からの意見書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、次の事項を再苦情申立回答書（様式第5号）により回答する。

（1）再苦情の申立てを認めないとき

再苦情の申立てを認めない旨及び委員会において再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

（2）再苦情の申立てを認めるとき

委員会の意見を尊重し、申立てを認める旨及びこれに伴い市長等が講じようとする措置の概要

（再苦情処理結果の公表）

第13条 市長等は、再苦情申立者に対し回答を行ったときは、当該工事の契約を所管する課（以下「契約担当課」という。）が定める閲覧場所において、当該再苦情及び再苦情回答書の内容を公表する。

（入札手続の執行）

第14条 苦情申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札及び契約手続の執行を妨げない。

（事務処理）

第15条 この要領に定める事務は、契約担当課が行う。

（補則）

第16条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先）富山市長

苦情申立者の住所・氏名

〒

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

富山市発注工事に係る苦情処理要領第 3 条及び第 5 条の規定により、次のとおり苦情の申立をします。

記

1 苦情申立の対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2 の主張の根拠となる事項

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第2号（第6条及び第10条関係）

第 号
年 月 日

様

富 山 市 長 印

（再）苦 情 申 立 却 下 通 知 書

年 月 日付けで（再）苦情申立があった件について、富山市
発注工事に係る苦情処理要領第6条及び第10条の規定により、次のとおり
却下しましたので通知します。

記

- 1 （再）苦情申立の対象とされた工事名

- 2 不服のあった事項

- 3 2の主張の根拠とされた事項

- 4 却下理由

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富 山 市 長 印

苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日付けで苦情申立があった件について、富山市発注
工事に係る苦情処理要領第7条の規定により、次のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立の対象とされた工事名
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答

様式第4号（第9条関係）

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先）富山市長

再苦情申立者の住所・氏名

〒

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

富山市発注工事に係る苦情処理要領第7条の規定により、年
月 日付け 第 号で回答のあった件について、その内容に不服がある
ので、同要領第8条及び第9条の規定により、次のとおり再苦情の申立を
します。

記

- 1 再苦情申立の対象となる工事名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

富 山 市 長 印

再 苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日付で再苦情申立があった件について、富山市発注
工事に係る苦情処理要領第12条の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 再苦情申立の対象とされた工事名

- 2 不服のあった事項

- 3 2の主張の根拠とされた事項

- 4 回答